

## 教育シンクタンク検討プロジェクトチーム設置要綱

### (設置)

第1条 大阪市教育振興基本計画における最重要目標の達成に向け、データ等の根拠に基づく施策の推進に資することを目的として、大阪市教育シンクタンク統括室と連携し、本市独自調査や全市共通の調査結果データをはじめ、学習面及び児童生徒の学習記録や学校生活データなど、教育委員会及び学校が保有する客観的なデータを経年的に分析し、個々の学校の課題に応じた多面的・総合的な支援を実施するため、教育シンクタンク検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 プロジェクトチームは、教育課題の解決に向け教育データを活用した分析テーマを検討するとともに、効果的・効率的な教育施策の企画立案に向け、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学習者用端末の活用促進にかかる調査、検討
- (2) 大阪市教育シンクタンク統括室が行う調査分析の推進に関する提言
- (3) 大阪市教育シンクタンク統括室が行う実践研究の推進に関する提言
- (4) 大阪市教育シンクタンク統括室が行う教員研修の推進に関する提言
- (5) その他大阪市教育総合教育センターが教育シンクタンクとしてハブ機能を発揮するうえで教育長が必要と認めた大阪市教育シンクタンク統括室の所掌事務への提言

### (組織の構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者及び掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームに座長を置く。
- 3 座長はプロジェクトチームのメンバーの互選により選任する。
- 4 座長は、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

### (会議の開催)

第4条 プロジェクトチームの会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 プロジェクトチームの事務局については、教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課に置く。

### (施行の細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は座長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

#### (施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 教育シンクタンク検討プロジェクトチーム会議構成員

	教育委員会事務局 教育デジタル推進担当部長
	同 政策推進担当部長
	総合教育センター所長
	教育委員会事務局 教育デジタル推進課長
	同 学習DX推進担当課長
	同 教育政策課長
	同 初等・中学校教育担当課長
	同 首席指導主事（生活指導）
	総合教育センター 学力向上支援・調査分析担当課長
有識者	西村教育委員会事務局顧問
有識者	平井関西国際大学客員教授
有識者	八木同志社大学教授
有識者	岩澤同志社大学准教授
事務局	教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課